

交通事故など（第三者行為）に伴う届出のご案内

交通事故や傷害など、第三者（加害者）の行為によるケガの医療費は、本来加害者が負担するものです。やむを得ない場合は、国保を使って治療を受けられることもありますので、事前に品川区国保医療年金課給付係にご相談ください。

国民健康保険上の診療として治療を受けるときは、法令により保険者への届出が必要となりますので、下記の書類を速やかにご提出ください。加害者の代わりに一時的に国保が負担した医療費は、品川区が後日加害者に請求します。示談をする前に届出を行い、届出後に示談する場合は、必ずご連絡ください。

記

1 第三者行為による傷病届

2 事故発生状況報告書

*過失割合等の判断をする資料となりますので、道路状況、信号・標識、速度の他、周囲の状況、道路の幅員なども詳しく記入してください。

3 交通事故証明書

*交通事故の発生を証明するもので、自動車安全運転センターにて発行されます。

自動車安全運転センター（品川区東大井1-12-5 警視庁鮫洲運転免許試験場内 03-5781-3660）

4 人身事故証明書入手不能理由書

*提出する「交通事故証明書」が「物件事故」の場合や、被害者の氏名が記載されていない場合は「人身事故証明書入手不能理由書」もご提出ください。

5 同意書

6 誓約書

*加害者の方に記入してもらってください。

7 治癒報告書

*第三者行為による負傷部位が治癒した際は本紙の提出またはお電話にてお知らせください。

《提出先》 品川区 健康推進部国保医療年金課 給付係 第三者行為担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL 03(5742)6677（直通）

※以下の場合は、国保で治療を受けることはできません。

- ・加害者からすでに治療費を受け取っていたり、示談している場合
- ・仕事上や通勤中のケガの場合、労災保険の適用が優先されるため、事業所所在地の労働基準監督署へご相談ください。
- ・酒気帯び運転、泥酔による病気やケガの場合
- ・けんか、無免許運転、故意による病気やケガの場合

※届出後、以下に該当しましたらご連絡をお願いします。

- ・届出内容に変更が生じた場合（不明だった加害者が判明した、加害者加入保険の追加情報など）
- ・届出た治療が終了した場合（上記にお電話いただくか、「治癒報告書」をご提出ください。）